

給与支払報告書

提出は一月三十一日まで!!

1 提出先

受給者の平成二年一月一日現在居住する市町村長あてにそれぞれ提出してください。

2 提出数

「給与支払報告書」と所得税の「源泉徴収票」は複写で書けますので源泉徴収票は本人に交付し、

(1) 総括表(薄茶色) 一組(二枚)と、

(2) 個人明細書(緑色) 一人につき二枚を提出してください。

(3) 給与の収入金額が一五〇〇万円を超える者については年末調整は不要となりますが、給与支払報告書の提出は必要です、必ず作成の上該当市町村に提出してください。

3 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

(1) 平成二年一月一日現在の住所をよく確かめてから記入してください。

(2) 受給者氏名には必ずフリガナをつけてください。

(3) 受給者の生年月日は忘れずに記入してください。

(4) この用紙は無色カーボンなので、源泉徴収票の下に下敷を入れて書いてください。

「扶養親族の数」の欄には、

その年の十二月三十一日の現況により扶養親族の数を記入してください。

なお、この「給与支払報告書」

の提出に関して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。ただし、つぎのような方は申告していただく必要があります。

- ① 病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。
- ② 災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人。

る人。
③ 住宅を新築または、増改築等して住宅ローン控除を受けようとする人。

などは確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただくか、いと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。

事業主など給与の支払いをする方は、もれないようにすべての従業員の都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出してください。

また、枚数の不足やその他お問い合わせは、税務課へお願いします。

年間収入金額100万円まで 所得税がかかりません

(平成元年分から適用)

パート所得者及び内職所得者の所得税の非課税限度額を引き上げる改正法が平成元年11月8日成立しました。

改正前 **90万円** = 57万円(給与所得控除の最低控除額) + 33万円(基礎控除)

改正後 **100万円** = 65万円(給与所得控除の最低控除額) + 35万円(基礎控除)

奥さまのパートや内職収入が**100万円未満**(改正前90万円以下)であれば、夫の所得から**配偶者控除**と**配偶者特別控除**の適用が受けられ、また、**100万円**では夫が**配偶者控除**を受けられます。

なお、100万円を超えても**135万円未満**(改正前107万円未満)であれば、夫が**配偶者特別控除**の適用を受けることができます。

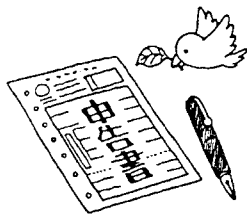
所得税・住民税 の申告準備を!

平成元年分の所得税の確定申告と二年度の住民税の申告は、例年のとおり二月十六日から三月十五日までをお願いします。

この申告をされる方は、平成元年中の収入金額や経費などの決算を済ませておいてください。

白色申告者などでまだ帳簿類の整理ができていない方は、早めにご準備願います。

なお、住民税の申告相談日程など詳しくは二月号広報でお知らせします。



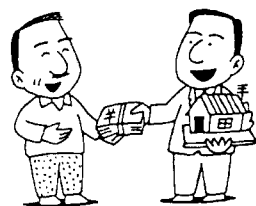
「償却資産」の申告

事業用資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただくことになっていきます。

申告書の提出は一月三十一日(水)までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、用紙のない人は税務課資産係へ請求してください。

譲渡所得の 「お尋ね」お早めに!



土地や建物を買った利益「譲渡所得」に対して、所得税などがかります。

昨年中に土地・建物などを売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者には、日時を指定した通知書が大月税務署から送付されますので、関係書類を持参のうえ市役所税務課まで提出をお願いします。

この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行っていただくこととなります。

所得税・事業税・住民税 共同説明会

日時 二月七日(水)
午後一時〜三時
会場 都留市役所三階
大会議室